

受水の手引

埼玉県南部工業用水道事業

令和7年4月

埼玉県企業局

目次

1.事業の概要	1
2.給水のあらまし	1
給水区域	1
対象事業所	2
料金の仕組み	2
基本使用水量	3
均等受水の原則	3
水質の基準	3
3.給水開始までの流れ	4
給水申込から給水開始まで	4
4.配水管・給水施設の設置工事について	5
配水管・給水施設について	5
廃止する場合	5
5.毎月の検針と料金のお支払いについて	6
検針作業について	6
料金お支払の期限について	6
6.給水開始後の変更について	6
7.定期整備作業に伴う減断水について	7
8.スマートメータの設置について	7
(参考資料)	
口座振替納付書 様式	9
給水申込書 記入方法	10
給水施設工事計画承認申請書 記入方法	14
工業用水受水施設標準配置図	16
移管・無償譲渡申込書 様式	18
★工業用水道についての御相談・お問い合わせ先	19

1.事業の概要

埼玉県南部工業用水道は、工業用水法及び工業用水事業法に基づき産業基盤の整備と地盤沈下の防止を図るため、昭和39年11月柿木浄水場より給水を開始し、現在、柿木、大久保の両浄水場から県南東部6市の事業所に給水しています。

2.給水のあらまし

給水区域

柿木系(柿木浄水場より給水)

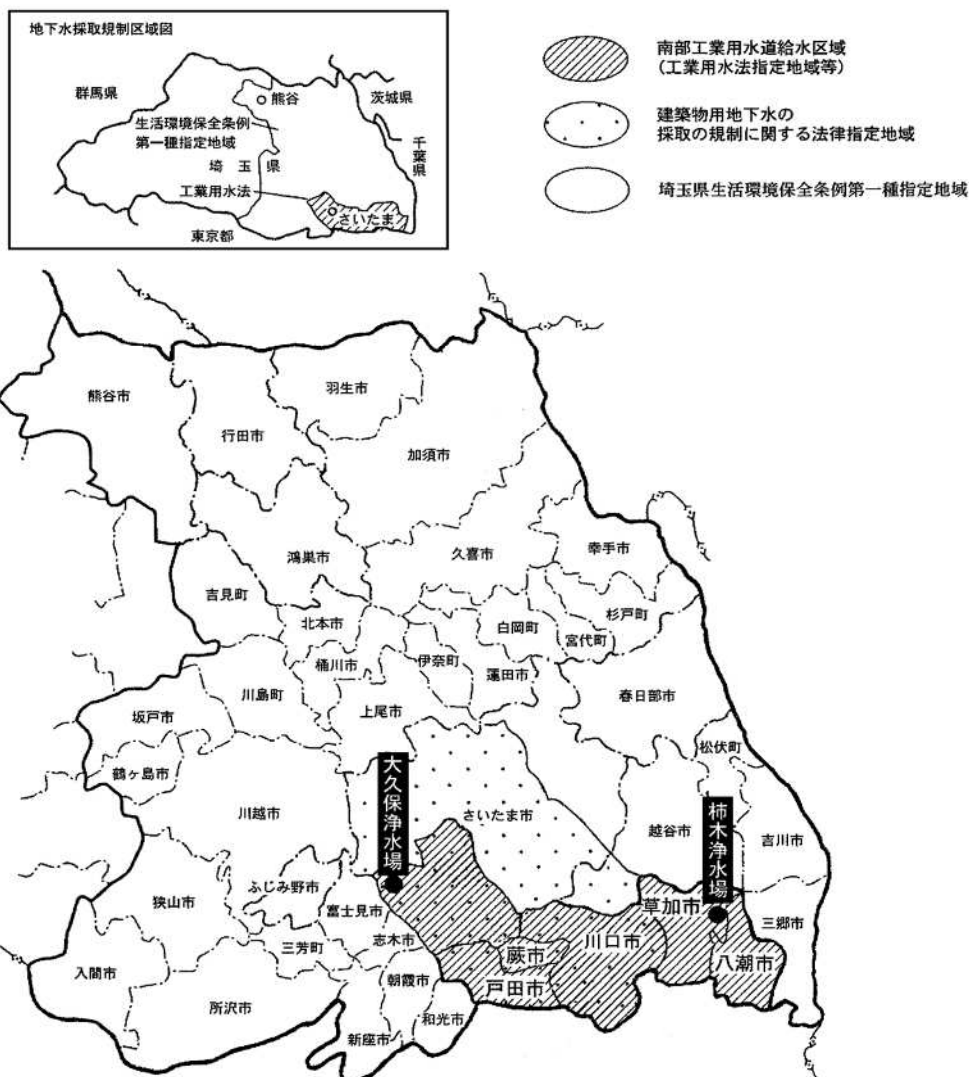
草加市及び八潮市の全区域

大久保系(大久保浄水場より給水)

蕨市、戸田市の全区域

川口市及びさいたま市の一部

<給水区域図(南部工業用水道事業給水区域及び地下水採取規制区域)>



対象事業所

工業用水は、物品の加工修理業を含む製造業や電気供給業、ガス供給業、熱供給業を営み、それぞれの事業の目的で使用する事業所に対して供給します。なお、人の飲用や水力発電用に使用することはできません。

また、雑用水の供給対象となる事業所は以下のとおりです。

- 1 地域の開発振興のための学校、教育施設、下水処理場、し尿処理場、ごみ焼却場等の公共施設など
- 2 地盤沈下対策等のために地下水から水源転換を行った冷暖房施設の運転等施設など
- 3 産業振興のための操車場等の洗車用水や、建設現場、植物工場などの農業用施設、商業施設など
- 4 地域環境の確保のため、工業用水道から給水することが適当な浄水場等に隣接する公園など
- 5 上記のほか、県が雑用水の供給を適当と認める施設など

雑用水供給対象の詳細については、個別にお問い合わせください。

料金の仕組み

埼玉県の工業用水道事業は、責任水量制により料金をお支払いいただきます。

責任水量制とは、1日当たりの基本使用水量を定め、実際に御使用いただいた水量がこの範囲内であれば、御使用いただいた水量にかかわらず、基本使用水量で料金を毎月お支払いいただくこととなる制度です。

●工業用水料金単価(1m³当たり)

基本料金	30円48銭	埼玉県工業用水道事業給水規程に基づいて、県が承認した基本使用水量(1日当たりの水量で承認)に対する料金です。
特別料金	39円62銭	基本使用水量を越えて、ある期間の使用水量の増加を県が承認した場合、その増加分の水量(1時間当りの水量で承認)に対する料金です。
超過料金	60円96銭	あらかじめ県が承認した水量を越えて使用した場合、その超過分の水量に対する料金です。

●雑用水料金(公共施設等)単価(1m³当たり)

基本料金	39円62銭	埼玉県工業用水道事業給水規程に基づいて、県が承認した基本使用水量(1日当たりの水量で承認)に対する料金です。
超過料金	60円96銭	あらかじめ県が承認した水量を越えて使用した場合、その超過分の水量に対する料金です。

●雑用水料金(公共施設等以外)単価(1m³当たり)

基本料金	60円96銭	埼玉県工業用水道事業給水規程に基づいて、県が承認した基本使用水量(1日当たりの水量で承認)に対する料金です。
超過料金	121円92銭	あらかじめ県が承認した水量を越えて使用した場合、その超過分の水量に対する料金です。

なお、上記料金には消費税を含みません。実際の請求金額は消費税相当額を加算した額となります。

基本使用水量

基本使用水量は、1日当たり30m³以上となっています。

やむを得ないと認められる場合を除き、基本使用水量の減量はお受けできませんので、十分に御検討の上お申し込みください。

均等受水の原則

工業用水の受水は、24時間均等受水が原則です。そのため、お客様には、受水槽の設置をお願いしています。

水質の基準

埼玉県工業用水道の水質基準は、次のように定められています。

濁度 15度以下

水素イオン濃度 pH5.8以上pH8.6以下

埼玉県工業用水道のホームページに、毎月の工業用水の水質状況を公開しておりますので、こちらも御覧ください。

埼玉県工業用水道：<https://www.pref.saitama.lg.jp/c1305/kougyouyousui-suishitsu.html>

3.給水開始までの流れ

- ・ お客様が使用される工業用水(雑用水)の使用量(基本使用水量)を決めていただいた上で、県企業局に給水申込書を提出していただきます。企業局では、給水申込書に基づき、給水が可能かどうか、施設能力等を検討します。
- ・ 検討の結果、給水が可能であれば、お客様に配水管・給水施設の設置工事(p5「4. 配水管・給水施設の設置工事について」参照)を行っていただきます。
- ・ 完成検査の結果、給水可能であることが確認されれば、給水承認通知書により給水の承認を行い、給水を開始します。
- ・ 給水申込みから給水の開始まで、最短で約3か月程です(希望水量や工事の規模により異なります。)

給水申込みから給水開始まで

1 事前の打ち合わせ(水道企画課・水道管理課)

- ↓ 給水条件等の内容(基本使用水量など)の検討。
- ↓ スマートメータ設置の場合の事前相談。配水管及び給水施設の検討。

2 給水の申請(水道企画課)

- ↓ 水道企画課業務・営業担当に給水申込書を1部提出。
- ↓ 添付書類:p12、13構内配置図及び工場所在地案内図

3 給水施設工事計画の申請(水道管理課)

- ↓ 水道管理課施設管理担当に給水施設工事計画承認申請書を3部提出。
- ↓ 添付書類:p14の給水施設工事計画承認申請書を参照。
- ※ 給水施設工事計画承認通知書交付までに7日程度かかります。
- ※ 道路部分の設置工事を伴う場合は、移管・無償譲渡申込書(p18) 配水管・給水施設の設置工事について を参照)も提出。
- ※ 県は、道路部分工事のため道路管理者に占用許可申請を提出。

4 給水施設工事に着手

- ↓ 県職員が立会います。

5 給水施設工事完成届の提出(水道管理課)

- ↓ 水道管理課施設管理担当に給水施設工事完成届を3部提出。
- ↓ 添付書類は別途指示させていただきます。
- ※ 給水施設完成届提出後7日程度で工事施工業者完成検査を行います。
- 立会者:(県側) 水道企画課・水道管理課・浄水場職員
(お客様側) 工事施工業者・量水器メーカー
- ↓ 検査後5日程度で給水施設工事完成検査通知書を交付いたします。

6 給水承認の通知(水道企画課)

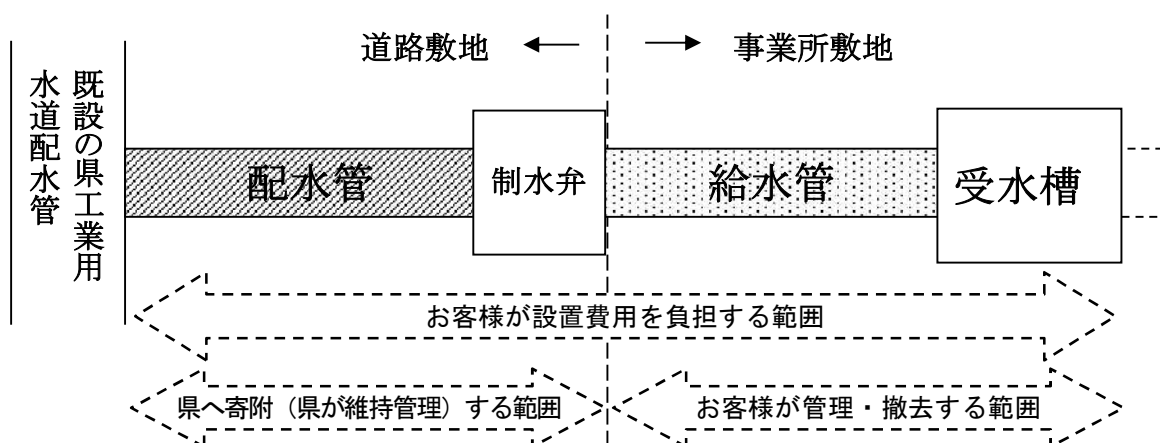
- ↓ 給水承認通知書を水道企画課業務・営業担当より交付いたします。
- ↓ 通知書記載の給水開始年月日をもって給水開始となります。

4.配水管・給水施設の設置工事について

給水に先立ち必要となる、既設の県工業用水道配水管から分岐し制水弁までの配水管などの敷設工事、及び給水施設(制水弁に接続する給水管から事業所敷地内の受水槽までの施設)に関する工事は、お客様に行っていただきます。(p13「工場平面図」参照)

工事完成後、制水弁までの施設(配水管など)は、道路敷地内に設置される施設であり、その維持管理には高い公共性が求められることから、原則として県に寄附していただきます。

< 配水管及び給水施設の概略図 >



※ 制水弁を道路敷地上に設置出来ない場合は、事前の打ち合わせの際に、別途御相談させていただきます。(p4 「給水申込みから給水開始まで」参照。)

配水管・給水施設について

(配水管)

配水管…耐震管に区分されるダクタイル鋳鉄管、鋼管または配水用ポリエチレン管を使用してください。

(給水施設)

給水管…道路敷地内に設置される給水管にあつては、耐震管に区分されるダクタイル鋳鉄管、鋼管または配水用ポリエチレン管を使用してください。

量水器…電磁流量計または計量法に適合した流量計を使用してください。

受水槽…24時間均等に受水するために必要となります。

※ 配水管及び給水施設については、事前の打ち合わせ時にお渡しする、工業用水道給水施設構造基準を遵守してください。

廃止する場合

廃止する場合は、県の配水管との縁切り工事をお客様の負担で行っていただきます。

5. 毎月の検針と料金のお支払について

検針作業について

毎月18日(休日の場合は翌日以降)午前9時が、工業用水の検針日となります。検針作業については、お手数ですが、お客様ご自身で行っていただきます。

メーターの数値を検針カードに記入し、交換した記録紙と一緒に送付して下さるようお願いいたします。

スマートメータの場合は、原則として検針作業は不要です。

料金お支払の期限について

原則として、毎月15日が工業用水道料金、雑用水料金ともお支払いの期限となります(15日が金融機関休業日の場合は、翌日以降の金融機関営業日になります)。お支払は、毎月1日以降送付される納入通知書(水色の用紙です)を使用して、指定の口座へのお振りをお願いいたします。なお、お支払期限までにお支払いいただけない場合、延滞金がかかる事がありますので御注意ください。

また、お支払は、納入期限日にお客様御指定の金融機関から自動的に引き落とされる口座振替が便利ですので、ぜひ御利用ください。

6. 給水開始後の変更について

給水開始後、次の事項に変更がある場合は、所定の様式により御提出をお願いします。それぞれの様式については、条例・規程等を御確認ください。

- ・基本使用水量を上回る水量を一定期間のみ受水したい場合(工業用水のみ)
→特別給水申込書(様式第3号)
- ・基本水量等の給水承認事項の変更をしたい場合
→基本使用水量等の変更申込書(様式第5号)
- ・当初給水承認を受けた施設を変更、修繕、更新する場合
→給水施設工事計画承認申請書(様式第6号)
- ※ ただし、スマートメータに変更する場合には、申請書の提出に先立って、水道企画課に御相談ください。(基準に合うかどうかの確認を行います。)
- ・工業用水道の使用を中止(廃止)したい場合
→使用中止(廃止)申請書(様式第9号)

- ・お客様の住所、氏名（法人の場合は所在地、名称、代表者）等を変更した場合
→使用者情報等変更届(様式第13号)
- ・相続、合併、分割があり、受水事業所の地位を継承した場合
→使用者の地位承継届(様式第14号)
- ・口座振替にする場合
→口座振替納付届(手引8ページを参照)

7. 定期整備作業に伴う減断水について

毎年1回、定期整備作業を行うこととなっており、その作業中は給水を停止させていただきます。

- ・ 定期整備作業の日程は、原則として次のとおりとなっています。
柿木浄水場については8月14日、大久保浄水場については11月第2土曜日(8時～翌日8時)に24時間定期整備作業を行います。
- ・ 作業中の料金
作業により給水が停止した時間分の料金は、その月の請求額から差し引いて請求させていただきます。
- ・ 定期整備作業の通知について
定期整備作業の実施に当たっては、事前に御連絡させていただきます。
また、埼玉県工業用水道のホームページでもお知らせします。
- ・ お客様へのお願い
作業中は、お客様の管理用バルブを閉めていただきます。
定期整備作業の詳細については、各浄水場からお知らせします。
工業用水道事業を安定的に効率よく運営していくために必要な整備作業ですので、御協力をお願いします。

8. スマートメータの設置について

記録計にスマートメータを希望する方は、スマートメータの通信費やデータサーバ等の費用を企業局が負担するため、水道企画課に相談をお願いします。

す。以下の内容を確認いたします。

- ・ サーバ費用、通信費用等の維持管理費
- ・ 製品の実績や仕様等

口座振替納付届

年 月 日

(あて先)

埼玉県企業局水道企画課長

納入者 住所・所在地
(契約者) (フリガナ)
氏名・名称
(フリガナ)
(代表者氏名)

印

私は、埼玉県に納入する埼玉県工業用水道料金を下記のとおり口座振替の方法により納入したいので、届出します。

記

納入金の内容	埼玉県工業用水道料金								
金融機関名	銀行 信用金庫							本(支)店	
預金種別	普通・当座				口座 番号				
預金者名	(フリガナ)					銀行 届出印			

上記の口座振替の方法による納入について承諾します。

年 月 日

銀行 信用金庫 本(支)店の長 印

納入者→金融機関→納入者→企業局

様式第 1 号

記入方法

給 水 申 込 書

申込年月日を記入

年 月 日

埼玉県公営企業管理者

所在地名称又は商号

(個人にあつては住所・氏名)

次のとおり、工業用水の給水を受けたいので申し込みます。

受 水 場 所		実際に工業用水を使用する場所及び工場名を記入
受 水 事 業 所 名		
申 込 使 用 水 量		水量を記入(30m ³ /日以上) 例:100 立方メートル/日
時間最大予定使用水量		申込使用水量の 24 分の 1 4.16 立方メートル/時
用 途 別	気 かん 用	立方メートル/日
	洗 浄 用	80 立方メートル/日
	冷 却 用	立方メートル/日
	原 料 用	20 立方メートル/日
		立方メートル/日
		立方メートル/日
	計	100 立方メートル/日
給水開始希望年月日		平成 年 月 日
構 内 配 置 図		別添のとおり
事業所所在地案内図		別添のとおり

- 注 1. 申込使用水量欄には、時間最大予定使用水量に24を乗じて得た水量を記入すること。
 2. 時間最大予定使用水量欄には、1時間における予定使用水量のうち最大の水量を記入すること。
 3. 雑用水の給水を申し込む場合は裏面は記入不要。

1 工業用水の使用現況 ← 申込工場における現在の水の使用状況について記入

製品名	区分	自家用	上水道	工業用水道	循環水	計
	使用水量	m ³ /日	m ³ /日	m ³ /日	m ³ /日	m ³ /日
	用水単価	円/m ³	円/m ³	円/m ³	円/m ³	

2 工業生産の現況 ← 申込工場の現在の工業生産の状況について記入

業種	生産出荷年額	従業員数
	千円	人

3 工業生産の伸率(今後5年間)

年度別 区分					
生産出荷年額 (千円)		工業用水使用開始年度以降の 生産出荷予定額と伸び率を記入			
伸率 (%)	100				

4 工業用水使用年次計画(今後5年間)

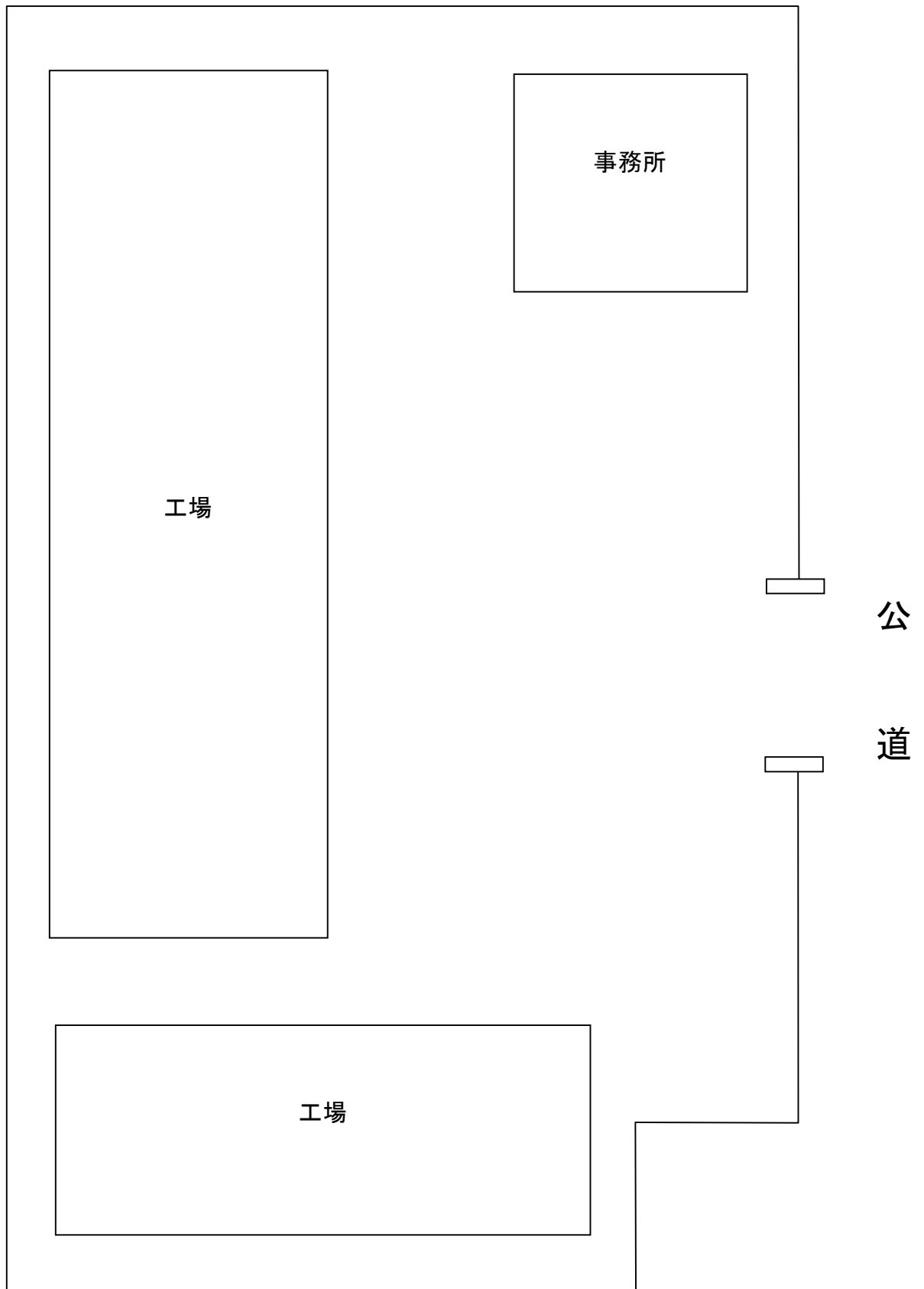
年度別 水量 (m ³ /日)					
自家用					
上水道					
工業用水道		工業用水使用開始年度以降の 水使用量の内訳を記入			
循環水					
計					

5 その他

参考事項	
------	--

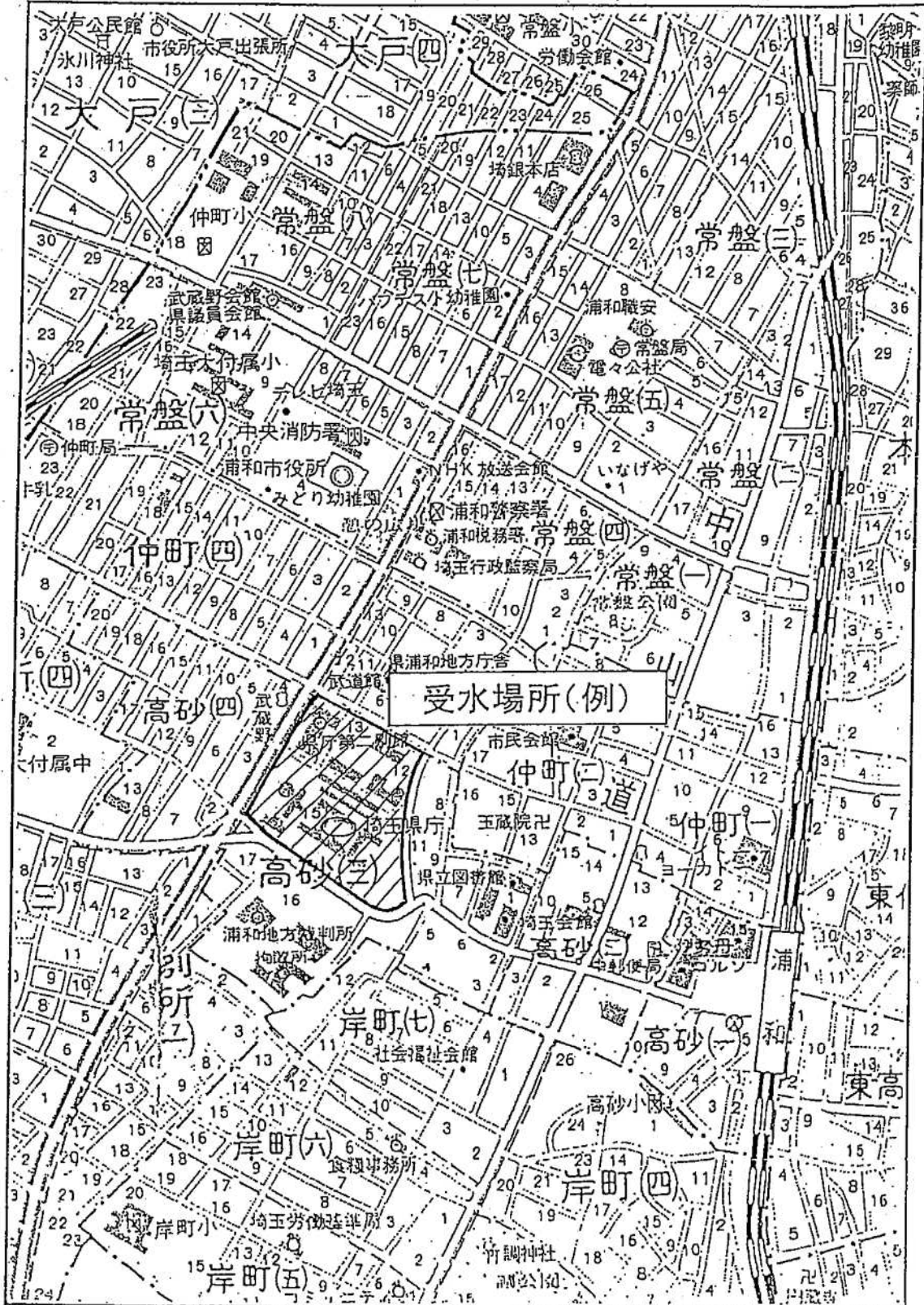
添付図 1 構内配置図

この程度の簡単なもので結構です。



事業所所在地案内図の例

添付図2 工場所在地案内図



給水施設工事計画承認申請書

1 給水施設工事計画承認申請書の記入方法

別紙記入例参照(資料No. 1)

2 給水施設工事計画承認申請書添付図面

(1) 工場案内図

- ・ 公的目標物からの工場までの地図

(2) 工場全体平面図。(資料No. 2)

- ・ 工場全体を記入すること
- ・ 県工業用水道配水管分岐から受水槽までの配管及び工場内末端使用目的を記入すること

(3) 拡大平面図(資料No. 3)

- ・ 県工業用水道配水管分岐から受水槽までの平面配管図
- ・ 配管の要所における高低、距離関係を記入すること

(4) 拡大縦断図(資料No. 3)

- ・ 県工業用水道配水管分岐から受水槽までの縦断配管図
- ・ 配管の要所における高低、距離関係を記入すること

(5) 受水槽構造図

(6) 流量計仕様書、及び外形図等

(7) その他必要図書

資料 No. 1

給水施設工事計画承認申請書

平成 年 月 日

(あて先)

埼玉県企業局水道管理課長

住 所

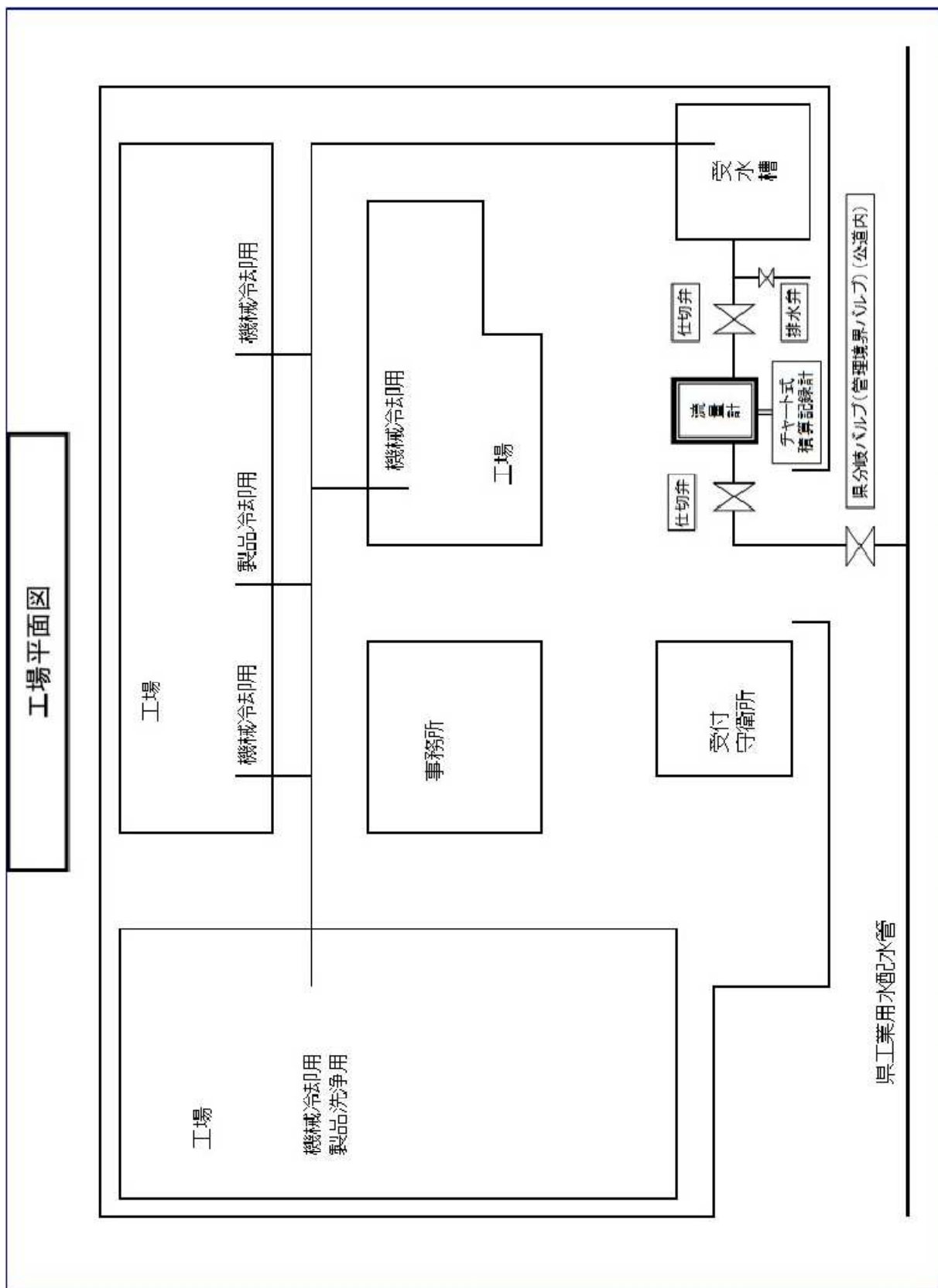
氏 名

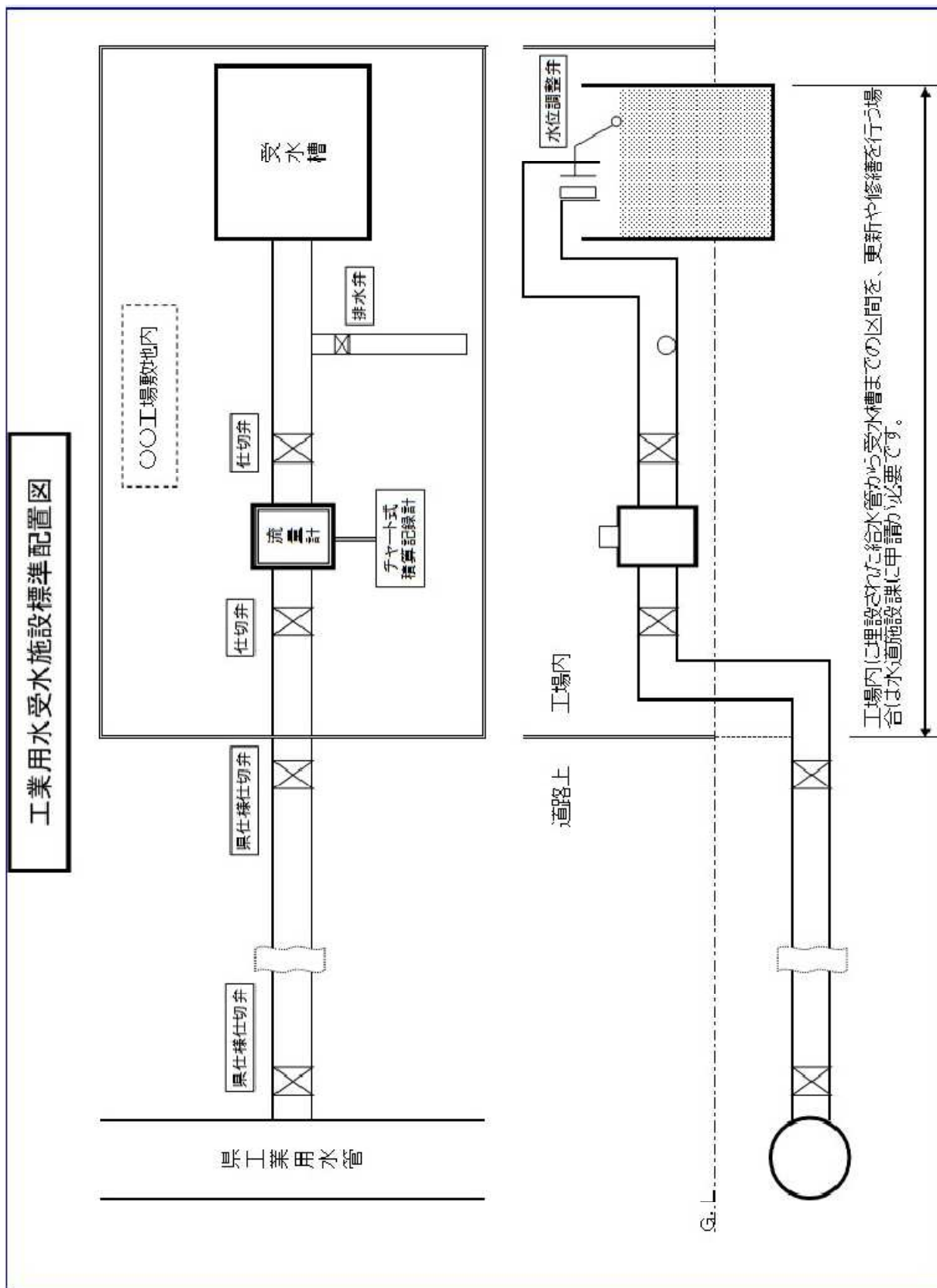
(法人にあつては所在地名称及び
代表者氏名)

次のとおり、給水施設工事の計画について承認を受けたいので申請します。

工事施工場所		受水地点地番					
工事内容		給水管布設、量水器、受水槽 他					
工 事 計 画	量水器	電磁流量計 φ50mm ○○○製					
	受水槽	構造	鉄筋コンクリート製	有効容量	100	立方メートル	
	給水管	管種	鋼管	管径	100 ミリメートル	管延長	21 メートル
	その他	管理用制水弁 φ100mm 2基 県工水制水弁 φ100mm 1基 精算記録計 1式					
設計図面		平面図、縦断図及び構造図は別添のとおり					
工事予定期間		着工予定年月日 平成 年 月 日					
		完成予定年月日 平成 年 月 日					
工事施工業者		住 所 工事請負業者氏名、及び住所 氏 名					

(日本工業規格 A4判)





移管・無償譲渡申込書

年 月 日

(宛て先) 埼玉県公営企業管理者

所在地
名称
代表者名

下記の道路部分に係る工業用水道給水設備等については、設置工事完了後、埼玉県に移管・譲渡します。

記

- 1 今回の工業用水道給水設備等設置工事の概要
別添資料のとおり。
- 2 移管・無償譲渡に係る給水設備等
 - ・給水管の種類
 - ・給水管の数量
 - ・制水弁の概要
 - ・その他
- 3 上記に係る図面等
別添のとおり。

以上

<工業用水道についての御相談・お問い合わせ先>

●埼玉県企業局

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号 職員会館4階

契約その他全般に関するお問い合わせは…

水道企画課業務・営業担当

電話 048-830-7057(ダイヤルイン)

FAX 048-834-5071

E-Mail a7050-05@pref.saitama.lg.jp

給水施設工事に関するお問い合わせは…

水道管理課施設管理担当

電話 048-830-7077(ダイヤルイン)

FAX 048-834-5071

●埼玉県新三郷浄水場（柿木浄水場 管理担当）

〒341-0028 三郷市南蓮沼1

電話 048-953-6565(代表)

FAX 048-953-6540

●埼玉県大久保浄水場

〒338-0814 さいたま市桜区宿618

電話 048-852-8841(代表)

FAX 048-856-1684

●工業用水道事業については、ホームページでも御案内しています。

URL <https://www.pref.saitama.lg.jp/kurashi/machi/suido/kogyo/index.html>

